

## 政治資金監査に関する研修実施細則

〔平成20年12月10日  
政治資金適正化委員会委員長決定〕

改正 平成22年12月 8日

改正 令和 3年10月21日

改正 令和 4年 5月25日

政治資金規正法第19条の27第1項の規定による政治資金監査に関する研修実施要領（平成20年12月10日政治資金適正化委員会決定。以下「実施要領」という。）の10に基づき、以下を定める。

### 1 研修受講者の取扱い

#### （1）集合研修の受講者

##### ① 講義開始後に研修会場に入場しようとする者の取扱い

講義開始後に研修会場に入場しようとする者に対しては、理由のいかんを問わず、研修の受講を認めない。

##### ② 講義中に研修会場を退場して再度研修会場に入場しようとする者の取扱い

講義中に研修会場を退場して再度研修会場に入場しようとする者に対しては、研修の受講を認めない。

ただし、生理的現象によるやむを得ない場合については、社会的常識の範囲内で取り扱うこととする。

##### ③ 休憩後に再開される講義に遅れて研修会場に入場しようとする者の取扱い

休憩後に再開される講義に遅れて研修会場に入場しようとする者に対しては、研修の受講を認めない。

##### ④ その他

以上①から③までに掲げる者で研修の受講を認められなかった者のうち、希望者に対しては、講義の聴講を認める。

ただし、講義を聴講しても実施要領に定める研修修了者とは認められないため、政治資金監査研修修了証書を受ける資格は得られない。

## (2) 個別研修の受講者

### ① 研修開始時刻に遅れた者の取扱い

研修開始時刻に遅れた者に対しては、理由のいかんを問わず、研修の受講を認めない。

### ② 講義中に研修会場を退場して再度研修会場に入場しようとする者の取扱い

講義中に研修会場を退場して再度研修会場に入場しようとする者に対しては、研修の受講を認めない。

ただし、生理的現象によるやむを得ない場合については、社会的常識の範囲内で取り扱うこととする。

### ③ 休憩後の研修再開時刻に遅れた者の取扱い

休憩後の研修再開時刻に遅れた者に対しては、研修の受講を認めない。

### ④ 遅刻者に対する特例

研修開始時刻又は休憩後の研修再開時刻に遅れた者であっても、それが軽微な遅れ等で、当該受講者及び他の受講者の研修の実施に支障がないと認められる場合は、研修の受講を認めることができる。

## (3) リモート研修の受講者

### ① 講義中の離席等に係る取扱い

生理的現象等によるやむを得ない離席の必要が生じた場合又はインターネット通信環境等に障害が発生したこと等により途中で研修動画の視聴ができなくなった場合は、ただちに動画の再生を中止し、受講の準備が整い次第、当該中止した時点から再度動画の再生を行い、受講を再開することとする。

### ② 指定された受講期間に研修動画の視聴が完了しなかった者等に係る取扱い

指定された受講期間に、すべての研修動画の視聴が完了しなかった場合（政治資金適正化委員会において有効な研修動画の視聴と認められなかった場合を含む。）は、当該受講期間に係る研修については、政治資金監査研修修了証書を受ける資格は得られない。

③ インターネット通信環境等に障害が発生したこと等により研修動画の視聴が完了しなかった者等に係る取扱い

インターネット通信環境等に障害が発生したこと等やむを得ない事由により、指定された受講期間にすべての研修動画の視聴が完了しなかった場合は、上記②にかかわらず、政治資金適正化委員会は別の受講期間を指定し、受講者は新たに指定された期間において再度研修動画の再生を行い、受講を再開することができる。

また、当該別の受講期間においても、インターネット通信環境等の改善が見込めない場合等においては、政治資金適正化委員会は当該受講者に係る研修実施方法を変更して受講日時を指定することとし、当該受講者は新たに指定された受講日時において、研修を受講することができる。この場合において、当該受講者は、一回の研修において、定められた講義のすべてを履修して研修を修了しなければ政治資金監査研修修了証書を受ける資格は得られない。

④ 不正行為を行った者に係る取扱い

政治資金適正化委員会において、受講者本人以外による受講等、不正行為が確認された場合は、当該不正行為が行われた研修動画の再生に係る研修については、政治資金監査研修修了証書を受ける資格は得られない。

## 2 研修手数料の取扱い

研修手数料を納付した登録政治資金監査人のうち、研修を修了していない者が、再度研修の受講申込手続きを行う場合にあっては、研修手数料の納付は要しない。

なお、この場合、政治資金適正化委員会は、原則として研修資料を交付しない。

附 則

この細則は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

改正後の細則は、平成22年12月8日から施行する。

附 則

改正後の細則は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

改正後の細則は、令和4年5月25日から施行する。